

三重県防災行政無線設備保守点検業務委託特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行場所

津市広明町 1 3 番地他 1 2 5 箇所（別表 1 参照）

3 履行期間

契約の日から令和 4 年 3 月 3 1 日限り。

4 業務内容

- （1）令和 3 年度は地上系・有線系機器の更新工事（別工事）の施工中であり、令和 3 年度対象機器（別表 2「令和 3 年度対象機器」欄に【※】印のついた機器のうち、薄緑色着色箇所）について三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱に基づく点検項目のうち、別表 3 のとおり指定する項目を実施するものとする。
- （2）第 5 条「非常用発電機燃料残量確認」、第 1 0 条「障害発生時の対応」に記載の内容及び発注者から要請があった場合、臨時点検を行うものとする。

5 非常用発電機燃料残量確認（令和 3 年度 点検対象端末局のみ）

定期点検時に、非常用発電機燃料の残量を確認・記録し、報告書を提出すること。

（燃料が満充填より 1/4 以上減少している地点が明確に分かるよう報告すること。）

燃料が満充填より 1/4 以上減少している地点については、発注者の指示に従い発注者の支給する燃料を補給すること。

6 関係法規等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行すること。

7 関係官庁等への手続き

受注者は、業務の実施に関して、発注者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うこと。

8 提出書類

受注者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく発注者に提出すること。

(1) 実施計画表 1部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとする。

(2) 詳細工程表 1部

契約後、定期点検開始の2週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出すること。

(3) 点検・作業報告書 1部

現地点検が全て終了後、定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真を取りまとめ、CD-Rにより提出すること。報告書は、点検対象機器の一覧及び不具合箇所一覧表も合わせて提出すること。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出すること。

また、特定の設備について発注者の指示があった場合は、上述の報告書より抜粋し、別途提出すること。

(4) 非常用発電機燃料の残量表 1部

非常用発電機燃料残量確認・給油作業について結果を報告すること。

(5) その他発注者が請求する書類 必要部数

諸手続に必要な書類及び発注者が指示する書類を作成すること。

9 施工管理

(1) 保守・調整等の実施にあたり、必要に応じて事前調査・現地確認を行い、安全、確実に作業等が実施できるようにすること。

(2) 受注者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者）の補助又は支援の体制を確保し、細心の注意と責任をもって保守点検を実施すること。

(3) ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム（NMS）、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器に障害を発生させないこと。

(4) 受注者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者にその日程表及び作業者名簿を提出すること。

(5) 作業上、運用停止等が必要不可避となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に発注者と協議のうえ、発注者の承認を得ること。

(6) 発注者は、気象状況や災害発生等により、作業（計画）の中止・変更を指示することができる。

この場合、発注者の責による場合を除き、受注者は中止・変更に伴い発生した費用等、一切の負担を発注者に求めることはできない。

- (7) 受注者は、履行期間中は業務対象の機器及びそれらに付帯する機器等について、常にその機能維持を図ること。
- (8) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告すること。
- (9) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復すること。
- (10) 受注者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び発注者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行うこと。
- (11) 受注者は、他の保守点検および関連工事を行う者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うこと。
- (12) 受注者の行う点検は、原則、県の勤務日及び勤務時間内に実施すること。
※発注者の指示がある場合、事前に承諾を得た場合を除く。
- (13) 受注者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。
※国・各自治体・業界団体（一般社団法人 建設電気技術協会等）の各種宣言・要請・ガイドライン等（各時点で最新のもの）に基づく感染拡大防止に努めること。

1 0 障害発生時の対応

受注者は、履行期間中に台風、地震等による被災、あるいは故障による通信ネットワーク障害発生時等、発注者から要請があった場合には、1 時間以内に県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、速やかに障害復旧にあたること。

1 1 発注者の機器操作支援

受注者は、映像機器の操作等、高度な知識・技術が必要な作業について、発注者の要請があるときは、発注者の機器操作支援・代行操作を行うこと。

1 2 定期検査の対応

電波法 7 3 条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、受注者の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うこと。書類の作成は発注者の指定する日までに完了させて提出すること。

1 3 保守業務の引継

受注者は、保守業務に伴う影響が履行期間を超えて継続する場合、次期点検保守業務委託の受注者に適切に引き継げるようにすること。

1 4 取扱説明

受注者は、定期点検時に履行場所において担当職員に機器運用方法の確認を行い、必要に応じて技術的指導を行うこと。

また、受注者は、発注者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成すること。

1 5 立ち会い

(1) 長尾中継所（鉄塔のみ）並びに、天花寺、朝熊、藤坂、谷の山、行野浦及び名倉中継所は西日本電信電話(株)の局舎であるため、局舎への立入りは、西日本電信電話(株)の許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入ること。なお、当該無線局は令和3年度点検対象ではないので、臨時点検に要する立合費等の費用は別途協議とする。

(2) 青山中継所は(株)NTTドコモの局舎であるため、局舎への立入りは、(株)NTTドコモの許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入ること。なお、当該無線局は令和3年度点検対象ではないので、臨時点検に要する立合費等の費用は別途協議とする。

1 6 その他

(1) この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上決定すること。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

無線設備設置場所一覧

No.	局 名	住所
1	三重県庁	津市広明町13
2	四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
3	津庁舎	津市桜橋3-446
4	松阪庁舎	松阪市高町138
5	伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2
6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
7	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町1-1
8	熊野庁舎	熊野市井戸町371
9	桑名庁舎	桑名市中央町5-71
10	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5-117
11	志摩庁舎	志摩市阿児町鶴方3098-9
12	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町452
13	三重県防災航空隊	津市雲出鋼管町2-2
14	安濃ダム管理事務所	津市芸濃町河内岩坂3162-3
15	君ヶ野ダム管理室	津市美杉町八手俣95-1
16	宮川ダム管理室	多気郡大台町久豆朝倉谷512-1
17	北勢水道事務所	四日市市安島2-7-15
18	中勢水道事務所	津市一志町高野1996
19	南勢水道事務所	多気郡多気町相可1710
20	N P O 三重	津市羽所町700 アスト津3F
21	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132
22	こころの医療センター	津市城山1-12-1
23	一志病院	津市白山町南家城616
24	志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
25	三重県警察本部	津市栄町1-100
26	四日市港管理組合	四日市市霞2-1-1
27	東紀州（紀北）拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61
28	東紀州（紀南）拠点	熊野市久生屋町1330-2
29	伊勢志摩拠点	伊勢市朝熊町字東谷3477-15
30	伊賀拠点	伊賀市荒木1856
31	中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452
32	北勢拠点	四日市市中村町字氷ヶ谷2281-2
33	北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2
34	南部浄化センター	四日市市楠町北五味塚1085-18
35	雲出川左岸浄化センター	津市雲出鋼管町52-5
36	松阪浄化センター	松阪市高須町3922

無線設備設置場所一覧

No.	局 名	住所
37	宮川浄化センター	伊勢市大湊町1126
38	動物愛護推進センター	津市森町2438-2
39	津市役所	津市西丸之内23-1
40	四日市市役所	四日市市諏訪町1-5
41	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29
42	伊勢市防災センター	三重県伊勢市楠部町159-1
43	松阪市役所	松阪市殿町1340-1
44	桑名市役所	桑名市中央町2-37
45	伊賀市役所	伊賀市四十九町3184
46	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸 1-18-18
47	名張市役所	名張市鴻之台1番町1
48	尾鷲市役所	尾鷲市中村町10-43
49	亀山市役所	亀山市本丸町577
50	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1
51	熊野市役所	熊野市井戸町796
52	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-22
53	いなべ市役所	いなべ市北勢町阿下喜31
54	木曽岬町役場	桑名郡木曽岬町西対海地251
55	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600
56	菰野町役場	三重郡菰野町大字潤田1250
57	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893
58	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280
59	多気町役場	多気郡多気町相可1600
60	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
61	大台町役場	多気郡大台町佐原750
62	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2
63	南伊勢町役場	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
64	大紀町錦支所	度会郡大紀町錦736-7
65	度会町役場	度会郡度会町棚橋1215-1
66	紀北町役場	北牟婁郡紀北町東長島769-1
67	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
68	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鶴殿324
69	桑名市消防本部	桑名市江場7
70	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
71	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418
72	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1

無線設備設置場所一覧

No.	局 名	住所
73	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
74	津市消防本部	津市久居明神町2276
75	松阪地区広域消防組合消防本部	松阪市川井町1001-1
76	伊勢市消防本部	伊勢市楠部町159-11
77	鳥羽市消防本部	鳥羽市安楽島町1459-3
78	志摩市消防本部	志摩市阿児町鶴方3080
79	紀勢広域消防組合消防本部	多気郡大台町佐原754
80	三重紀北消防組合消防本部	尾鷲市中川28-43
81	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1
82	伊賀市消防本部	伊賀市緑が丘東町920
83	名張市消防本部	名張市鴻之台1-2
84	桑名警察署	桑名市大字江場626-2
85	いなべ警察署	いなべ市員弁町宇野320-1
86	四日市北警察署	四日市市大字羽津4452
87	四日市南警察署	四日市市新正5-5-5
88	四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原3241
89	亀山警察署	亀山市野村4-1-27
90	鈴鹿警察署	鈴鹿市江島町3446
91	津警察署	津市丸之内22-1
92	津南警察署	津市久居明神町2501-1
93	松阪警察署	松阪市中央町366-1
94	大台警察署	多気郡大台町佐原848
95	伊勢警察署	伊勢市神田久志本町1481-3
96	鳥羽警察署	鳥羽市松尾町74-4
97	尾鷲警察署	尾鷲市古戸町1-50
98	熊野警察署	熊野市井戸町380
99	紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町鶴殿1709-2
100	伊賀警察署	伊賀市四十九町1929-1
101	名張警察署	名張市蔵持町芝出837-3
102	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975
103	陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野5593-11
104	四日市海上保安部	四日市市千歳町5-1
105	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽1-2383-28
106	尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6-34
107	第四管区海上保安部	名古屋市港区入船2-3-12
108	東海農政局三重支局	津市広明町415-1

無線設備設置場所一覧

No.	局 名	住所
109	津地方気象台	津市島崎町327-2
110	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
111	NHK津放送局	津市丸ノ内養正町4-8
112	三重テレビ放送	津市洪見町小谷693-1
113	三重エフエム放送	津市観音寺町焼尾1043-1
114	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1-471-2
115	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25
116	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
117	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
118	上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
119	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178
120	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
121	松阪市民病院	松阪市殿町1550
122	松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102
123	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町1区15-6
124	三重県医師会	津市桜橋2-191-4
125	日本赤十字社三重県支部	津市栄町1-891
126	市立四日市病院	四日市市芝田2-2-37

別表3

「個別点検」 1-6 FWA無線通信装置(18GHz) (1/1)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期		備考
			6ヶ月	12ヶ月	
1	通信状態確認	保守用PCを接続して、異常の有無、送信出力モニタ電力等収集可能な情報を確認・記録する。又、装置内蔵時計の校正を行う。		○	
2	電源電圧確認	IDU電源モニター端子から、電源の電圧を測定する。		○	
3	屋外装置の外観確認	レドームを含む空中線・取付架台の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認し、部分発錆や塗装の剥離等のある場合は補修塗料で補修する。また、ボルト等のネジの緩みは締め直しを行う。	○		
4	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上や反射板周辺の樹木成長等を確認する。	○		
5	屋外接続部の確認	連絡線とODU、空中線等の各接続部のコネクタやフランジビスの緩み・欠落がないかを確認し、欠落の場合は補充を行う。また、接地線接続箇所を確認を行う。		○	
6	連絡線の確認	屋外部は飛来物等による損傷、劣化(風化)状態等を確認し、早期の事故防止を図る。屋内部は支持物の緩み等による変形がないかを確認し、無理のない布設状態を保つ。また、緩み、緊張がある場合は、補縛等の応急処置を行う。	○		
7	屋内接続部の確認	IDU装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。		○	
8	機器本体の清掃等	装置への塵やほこり等の付着を除去し、装置内外面の清掃を行う。	○		

「個別点検」 3-1 遠方監視制御装置〔監視制御装置／被監視制御装置〕

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電源電圧の確認		○	
2	監視制御動作の確認	○		
3	接続部の確認		○	
4	機器本体の清掃等	○		

「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置(FX・FB(トンネル内無線通信補助設備含む

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電源電圧の確認		○	
2	送信周波数確認		○	
3	送信出力確認		○	
4	スプリアス幅射強度確認		○	
5	最大周波数偏移確認		○	
6	20dB雑音抑圧感度確認		○	
7	スケルチ感度確認		○	
8	S/N 確認		○	
9	空中線確認	○		外観の確認
				給電線の確認
10	接続部の確認		○	
11	機器本体の清掃等	○		

「個別点検」 5-2 超短波無線電話装置(ML)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	各部電圧電流確認		○	
2	送信周波数確認		○	
3	送信出力確認		○	
4	スプリアス幅射強度確認		○	
5	最大周波数偏移確認		○	
6	空中線確認		○	外観の確認
				給電線の確認
				VSWR確認
7	接続部の確認		○	
8	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 8-1 蓄積同報装置

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	通信記録の確認		○	
2	受信チャンネルの動作確認	○		
3	送信チャンネルの動作確認	○		
4	信号レベル確認		○	
5	接続部の確認		○	
6	機器本体の清掃等	○		

「個別点検」 011 衛星通信装置(固定局アンテナ装置)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	外観の確認	○		
2	ボルト類の確認		○	
3	軸受部および駆動機構部へのグ リース給脂		○	
4	駆動機構部の確認		○	
5	ホーンカバーの確認	○		
6	雨滴除去装置の動作確認		○	
7	融雪制御部の確認		○	
8	接続部の確認		○	

「個別点検」 012 衛星通信装置(固定局送受信装置)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	各部エアフィルタの清掃		○	
2	乾燥空気充填盤の確認		○	
3	切り替え機能の確認		○	
4	監視制御盤制御機能の確認		○	
5	送信出力の確認		○	
6	送信周波数の確認		○	
7	送信局発周波数及び受信局発周波 数の確認		○	
8	スプリアス輻射強度の確認		○	
9	システムレベルダイヤの確認		○	
10	接続部の確認		○	
11	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 013 衛星通信装置(固定局端局装置)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	送信出力確認		○	
2	送信周波数確認		○	
3	受信電力確認		○	
4	接続部の確認		○	
5	機器本体の清掃等		○	
6	ファンの動作確認		○	

「個別点検」 014 衛星通信装置(固定局衛星通信端末装置)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	装置状況の履歴の確認		○	
2	制御機能の確認		○	
3	監視機能の確認		○	

「個別点検」 10-4-3 衛星通信装置(可搬局装置)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	装置機構及び空冷ファンの状態確認		○	
2	エアフィルタの清掃		○	
3	外観の確認		○	
4	ボルト類の確認		○	
5	表示の確認		○	
6	送信出力電圧確認		○	
7	送信周波数確認		○	
8	受信電力の確認		○	
9	機器本体の清掃等		○	ケース内収容のため年1回

「個別点検」 11-2 IPコーデック(IPエンコーダ, IPデコーダ)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	音声の確認		○	
2	映像の確認		○	
3	接続部の確認		○	
4	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 13-3 無停電電源装置(汎用小容量UPS 20KVA以下)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	ファンの確認		○	
2	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 16-1 電子型交換装置

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	内線電話機確認		○	電話機の点検に適用
2	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 16-2 簡易型交換装置

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	接続機能試験		○	
2	動作状態の確認		○	
3	線路及び電話機確認		○	
4	機器本体の清掃等		○	

「個別点検」 24-1 処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）

（ダム管理用制御処理装置、河川情報システム、道路情報システム、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	電圧等の確認		○	
2	入出力コンソール部の動作確認	○		キーボード動作表示確認
		○		ディスプレイ確認
3	動作確認	○		
4	接続部の確認		○	
5	機器本体の清掃等		○	機器清掃
			○	エアフィルタ清掃
			○	ファン清掃
		○		機器据付確認

「個別点検」 24-3 端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	電圧等の確認		○	
2	動作確認	○		
3	接続部の確認		○	
4	機器本体の清掃等	○		ディスプレイ画面清掃
		○		異常音等の確認
		○		ランプの確認

「個別点検」 24-4 端末装置(LAN[ブリッジ・ルータ])

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	接続部の確認		○	
2	機器本体の清掃等		○	機器清掃
			○	ファン、フィルタ清掃
			○	機器据付確認

「個別点検」 35-3 照明負荷

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	外観、機能の確認		○	
2	絶縁耐力の確認		○	

「個別点検」 37-2 発動発電機(ディーゼル)〔発電機〕

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	機能を維持するための確認		○	

「個別点検」 37-3 発動発電機(ディーゼル)〔直流電源盤〕

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	性能、機能の確認		○	
2	機能を維持するための確認		○	1項に含む

「個別点検」 37-4 発動発電機(ディーゼル)〔煙道、消音器〕

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	外観、運転状態の確認		○	

「個別点検」 37-5 発動発電機(ディーゼル)〔発電機盤・制御盤〕

No.	確認事項の概要	点検周期		備考
		6 ヶ月	12 ヶ月	
1	機能を維持するための確認		○	

「総合点検」 1-1 ネットワーク

No.	確認事項の概要	点検周期			備考
		必要 の 都 度	6 ヶ 月	12 ヶ 月	
1	運用者等から確認及び報告等	○			
2	ネットワークの確認	○			機器保守、障害対応
3	ネットワーク構成管理	○			[業務計画等]技術的所見の とりまとめ